共栄プロクラブ 会則

第1条(名称)

本クラブの名称は、「共栄プロクラブ」と称する。

第2条(目的)

本クラブは、業界競争に勝ち抜きお客様から選ばれるプロ代理店として地域に密着した 保険の普及活動を通して社会貢献を果すとともに、会員の保険事業の拡大・安定を図ることを目的に研修活動を中心とした組織活動を展開し、共栄火災海上保険株式会社(以下、 共栄火災という。)、フコクしんらい生命保険株式会社との相互繁栄を目指す。

第3条(事業)

本クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種研修活動
- (2) 各種販売促進活動
- (3) 経験交流や情報提供などの支援活動
- (4) 会員の事業拡大・安定に資するための調査、研究
- (5) その他

第4条(会員)

会員は共栄火災の代理店で共栄プロクラブの趣旨および共栄火災の会社政策・方針・理念に賛同し、研修活動や組織体運営に積極的に参加するとともに、スキルアップ・体制整備等に前向きに取組み、自立ならびに事業拡大を目指す代理店で、運営細則に定める共栄プロクラブの加入条件を満たすと共に本部において入会を認められた代理店とする。

第5条(加入)

共栄プロクラブに加入を希望する代理店は、所定の申込書に必要事項を記入の上、共栄 火災営業店、支部事務局を通じて本部事務局に申し込む。

共栄火災営業店、支部事務局、共栄プロクラブ本部事務局において入会条件を審査し、 本部が承認した場合入会することができる。

第6条(異動)

会員は運営細則に定める事由が生じた場合、速やかに支部事務局を通じ本部事務局に報告する。

第7条(退会)

会員の退会は次のいずれかの事由に該当し本部において受理・承認した場合とする。

1. 共栄プロクラブ運営細則に定める入会基準を充たさなくなったとき。(事業年度末をもって充足状況を判定する。)

- 2. 共栄火災の代理店でなくなったとき。
- 3. 会員からの退会の申し出があったとき。

第8条(組織)

- 1. 本クラブには共栄火災の本社に本部を、部支店毎に支部をおく。ただし、必要に応じて複数の部支店を合同して支部をつくことができる。
- 2. 支部は支部規約を定める。

第9条(機関)

本クラブに、次の機関をおく。

- 1. 理事会
- 2. 常任理事会
- 3. 販促部会
- 4. 研修部会

第10条(役員)

本クラブに、次の役員をおく。

- 1. 会長1名
- 2. 副会長 若干名
- 3. 常任理事 若干名
- 4. 理事若干名
- 5. 販促部長 1名
- 6. 研修部長 1名
- 7. 参与1名

第11条(役員の任務)

役員は、次の任務を行う。

- 1. 会長は本クラブを代表して会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し必要のあるときはその職務を代行する。
- 3. 常任理事は理事会ならびに常任理事会に出席しその会務を行う。
- 4. 副会長ならびに常任理事の業務は次の通りとする。
 - ①本部方針、本部決定事項の徹底と本部活動の円滑化、活性化を図る。
 - ②地域を分担し支部間の推進事項の調整および情報交換を行う。副会長、常任理事の担当支部については会長が委嘱する。
- 5. 理事は理事会に出席しその会務を行う。また、理事は常任理事に対して支部活動状況 の報告並びに意見交換を行う。
- 6. 販促部長ならびに研修部長は販促部会ならびに研修部会を開催しその会務を行う。
- 7. 参与は理事会ならびに常任理事会に出席し意見を述べることができる。

第12条(役員の選出・選任)

- 1. 理事は支部において会員から選出された支部長をもってこれにあてる。
- 2. 会長は理事会において理事の互選により選出する。
- 3. 副会長および常任理事は理事・販促部長・研修部長の中より会長が委嘱する。
- 4. 会長選出支部は別途支部長をおくことができる。
- 5. 販促部長ならびに研修部長は会員の中より会長が委嘱する。
- 6. 参与は共栄プロクラブ本部事務局担当の共栄火災役員がこれにあたる。

第13条(役員の任期)

役員の任期は1年とし再任を妨げない。

ただし、会長の任期は1年とし、原則最長3年とする。

第14条(相談役)

- 1. 本クラブに相談役を理事会の推薦によりおくことができる。
- 2. 相談役の委嘱、任務については運営細則に定める。

第15条 (理事会)

- 1. 理事会は本クラブの最高議決機関であり、理事、参与をもって構成する。
- 2. 理事会は年 1 回定例開催する。但し、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。
- 3. 理事会は会長が招集しその議長となる。
- 4. 理事が理事会に出席できない場合は理事選出支部内より代理者を出席させることができる。
- 5. 前項の代理出席者は理事に代わってその任務を行う。

第16条(常任理事会)

- 1. 常任理事会は本クラブの執行機関であり、会長、副会長、常任理事、販促部長、研修部長、参与をもって構成する。
- 2. 常任理事会は必要に応じて開催することができる。
- 3. 常任理事会の招集は会長が招集しその議長となる。

第17条 (販促部会・研修部会)

- 1. 販促部会・研修部会は常任理事会の決議事項に関する諮問を受け審議すると共に、会員の意見要望を踏まえ諸課題の解決策を検討し常任理事会に報告する。
- 2. 販促部会・研修部会は販促部長・研修部長、委員をもって構成する。委員は会員の中から販促部長・研修部長が委嘱する。
- 3. 販促部会・研修部会は必要に応じて開催することができる。
- 4. 販促部会・研修部会の招集は販促部長・研修部長が招集する。
- 5. 販促部会・研修部会の構成、役割等については運営細則により定める。

第 18 条 (事務局)

- 1. 本クラブは本部、支部にそれぞれ事務局をおく。
- 2. 本クラブの本部事務局は共栄火災本社内におく。
- 3. 本クラブの支部事務局は、共栄火災支店内におく。

第19条 (運営細則)

- 1. 本クラブの適正かつ円滑なる運営をはかるため、共栄プロクラブ運営細則を定める。
- 2. 前項の運営細則は、常任理事会の決議により改廃することができる。

第20条(研修参加会費)

本クラブは、研修活動の運営費用に充てるため、参加者より会費を徴収することができる。

第21条(会則の改廃)

本会則は、理事会において改廃することができる。

付 則

- 1. 施行及び改定は次のとおり
- 1998年4月22日施行
- 1999年4月1日改定
- 2000年4月1日改定
- 2001年4月1日改定
- 2002年4月1日改定
- 2003年4月1日改定
- 2007年4月1日改定
- 2008年4月1日改定
- 2010年4月1日改定
- 2014年4月1日改定
- 2023年4月1日改定
- 2025年7月28日改定